

防整技第14870号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務委託の積算価格算定については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下「積算基準等」という。）を適用することとし、土木工事に係る設計業務委託の積算価格算定については、別紙第1、総合設計業務委託の積算については別紙第2のとおり定め、令和6年7月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

ただし、積算基準等に記載されている「設計業務委託料」は「積算価格」に、「業務価格」は「設計費」に、「技術料等経費」は「技術経費」に読み替えるものとする。

なお、この通知の実施に関し必要な事項については、整備計画局施設整備官が別に定めるものとし、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第7171号。28. 3. 31）は、令和6年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

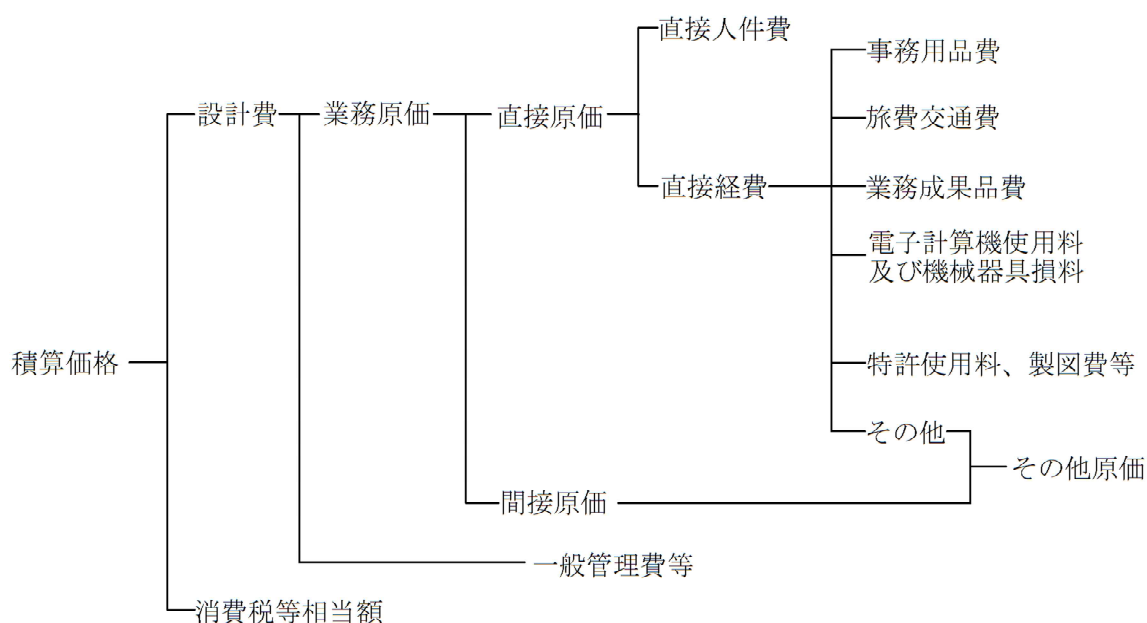
配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

土木工事に係る設計業務委託積算要領

1 適用範囲

この要領は、自衛隊施設等の土木工事に係る設計業務を委託する場合の積算価格の算定に適用する。

2 積算価格の構成



3 積算価格構成費目の内容

(1) 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費からなる。

ア 直接人件費

直接人件費とは、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

イ 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費で、事務用品費、旅費交通費、業務成果品費、電子計算機使用料及び機械器具損料、特許使用料、製図費等とする。

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

ア 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益とする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づく額とする。

4 積算価格の算定

積算価格は、次式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{積算価格} &= (\text{設計費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})\} \\ &\quad + (\text{消費税等相当額})\end{aligned}$$

5 設計変更の積算

設計変更の積算は、次式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{設計変更積算価格} &= (\text{設計変更設計費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ \text{設計変更設計費} &= \{(\text{直前の契約額}) / (\text{直前の積算価格})\} \times (\text{設計変更積算額})\end{aligned}$$

なお、(設計変更積算額) とは、変更設計において積算された設計費をいう。

総合設計業務委託の積算について

総合設計業務委託とは、建築、土木、設備又は通信のいずれか 2 以上の設計業務委託を総合して単一の設計業務委託として発注する設計業務委託をいい、この積算価格は各設計業務委託毎の設計費の合計額に、消費税等相当額を加算した額とする。